

地域警察官の活動及び事件・事故の処理基準について(通達)

平成7年7月18日

熊地甲第1611号

〔沿革〕 平成12年10月熊地第1956号、16年8月熊警第1094号、17年8月熊少第329号・熊地第477号、19年12月熊会第677号・熊地第1114号・熊刑企第423号改正

【概要】

地域警察官が、任務を的確に遂行するための基本活動と、熊本県地域警察の運営に関する訓令(平成7年熊本県警察本部訓令甲第7号)第2条に定める「事件及び事故の処理範囲」について定めたものである。